

## 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 添付書類一覧

### 【（介護予防）認知症対応型通所介護】

「（別紙3-2）介護給付費算定に係る体制等に関する進達書」  
 「（別紙1-3）体制等状況一覧表」の他に、以下のとおり書類を添付してください。

介護給付費算定に係る体制等の種類		提出書類	備考
L I F Eへの登録			※添付書類は不要
割引		①地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について（別紙5-2）	※事前にご相談ください
職員の欠員による減算の状況		①従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1） ②資格者証及び研修修了証の写し	①【更新】「申請月」を提出 【新規】「算定開始月」を提出 ②減算を解消する場合、該当者分を添付すること。
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応		①感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式	届出にあたっては、介護保険最新情報Vol.937「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」に留意すること。
時間延長サービス体制		①従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1） ②運営規程（時間延長サービス体制について規定があるもの）	①【更新】「申請月」を提出 【新規】「算定開始月」を提出
入浴介助加算	I	①事業所の平面図（参考様式3又は別紙6）	①用途、面積を明示すること
	II	②浴室、浴槽のカラー写真	②A4の用紙に貼付けてください。
生活機能向上連携加算		I ①指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）と連携していることがわかる契約書（協定を含む。）の写し II	
個別機能訓練加算	I	①従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1） ②機能訓練指導員の資格者証の写し	①【更新】「申請月」を提出 【新規・変更】「算定開始月」を提出
	II	③在職証明書（はり師・きゅう師の場合のみ）	

介護給付費算定に係る体制等の種類	提出書類	備考	
<p>ADL維持等加算（Ⅰ）（Ⅱ）</p> <p>ADL（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に算定する。</p> <p>（Ⅰ）ADL維持等加算（Ⅰ）</p> <p>① 評価対象者（当該事業所の利用期間（②において「評価対象利用期間」という。）が6月を超える者をいう。）の総数が10人以上であること。</p> <p>② 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月（以下「評価対象利用開始月」という。）と、当該月の翌月から起算して6月目においてADLを評価し、その評価に基づく値（以下「ADL値」という。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。</p> <p>③ 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値（以下「ADL利得」という。）の平均値が1以上であること。</p> <p>（Ⅱ）ADL維持等加算（Ⅱ）</p> <p>① ADL維持等加算（Ⅰ）①及び②の基準に適合するものであること。</p> <p>② 評価対象者のADL利得の平均値が2以上であること。</p>	<p>・加算を取得する月の前年の同月に届出（申出）が必要です。</p> <p>・届出の日から12月後までの期間を評価対象期間とします。</p> <p>上記評価対象期間において要件を満たす場合に、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月（令和3年4月1日までに基準に適合するものとして届出を行う場合にあっては、令和3年度内）に限り、ADL維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定できることとします。</p> <p>※介護保険最新情報Vol.648（「ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について」の交付について）もご確認ください。</p>	<p>※添付書類は不要</p> <p>提出書類は、今後変更の可能性があります。</p>	
若年性認知症利用者受入加算		※添付書類は不要	
栄養アセスメント・栄養改善体制	<p>①従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）</p> <p>②管理栄養士の資格者証の写し</p> <p>③外部との連携により管理栄養士を配置する場合には、外部と連携していることがわかる契約書等（協定を含む）の写し</p>	①【更新】「申請月」を提出 【新規】「算定開始月」を提出	
口腔機能向上加算	<p>①従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）</p> <p>②言語聴覚士、歯科衛生士または看護職員（看護師・准看護師）のいずれかの資格者証の写し</p>	①【更新】「申請月」を提出 【新規】「算定開始月」を提出	
科学的介護推進体制加算		※添付書類は不要	
サービス提供体制強化加算	Ⅰ	① サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12-3）	②【更新】「申請月」を提出 【新規・変更】「算定開始月」を提出
	Ⅱ	② 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）	
	Ⅲ	③ 有資格者等の割合の参考計算書（別紙7）	
介護職員処遇改善加算	Ⅰ		※必要書類については、「処遇改善加算」の箇所（トップページ＞医療・福祉＞介護保険＞事業者の方へ＞地域密着型サービス＞介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算について（地域密着型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業）を参照してください。
	Ⅱ	介護職員処遇改善計画書	
	Ⅲ		
介護職員等特定処遇改善加算	Ⅰ	介護職員等特定処遇改善計画書	
	Ⅱ		
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書		